

道路占用許可申請（共架電線類）の適正化に向けた対応計画

中国地域の自治体が管理する道路上の他社の電柱に設置している共架電線類に係る占用許可申請状況について、全数調査を実施し、適正化を図る。

1. 全数調査について

（1）対象設備

当社の電線類を共架している他社の電柱（約 30 万箇所）

（2）対象道路

自治体が管理する道路（中国地域内約 193 千路線，実延長約 91 千 km）

（3）実施内容

対象設備（事前確認で対象道路以外に設置されていることが明確に判断できたものは除く）について現地調査を実施し，申請が必要な箇所を特定する。

（4）実施時期

準備ができ次第調査を開始する。

開始から 2 ヶ月程度で現地調査を行い，その結果を踏まえ，平成 29 年 12 月末までに特定作業を完了する。

2. 占用許可申請の適正化について

全数調査において道路占用許可申請の未実施分を特定するとともに，具体的な申請方法等について各道路管理者と協議のうえ，申請手続きを進めていく。

以上